加古川市国民健康保険関連書類の交付に必要な本人確認書類

資格確認書、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証　の交付・再交付

①いずれか　１　点　の提示により確認可能であるもの

個人番号カード 、運転免許証（仮運転免許証を含む。国際運転免許証を除く。）、 旅券 、船員手帳、 海技免状、戦傷病者手帳、猟銃・空気銃所持許可証、 宅地建物取引士証、 電気工事士免状、 認定電気工事従事者認定証、特種電気工事資格者認定証、 耐空検査員の証、 航空従事者技能証明書、運航管理者技能検定合格証明書、 動力車操縦者運転免許証、小型船舶操縦免許証、教習資格認定証、 検定合格証（警備員）、 無線従事者免許証、身体障害者手帳、療育手帳、国又は地方公共団体の機関が発行した写真付の身分証明書（職員証（生年月日のあるもの）、学生証（公立に限る）等）、在留カード（顔写真入りのもの）、特別永住者証明書（顔写真入りのもの）、住民基本台帳カード（顔写真入りのもの）、運転経歴証明書（平成 24 年 4 月 1 日以後に交付されたものに限る）、一時庇護許可書、仮滞在許可書

②いずれか　２　点　の提示により確認可能であるもの

健康保険の被保険者証又は資格確認書、各種年金証書（手帳・基礎年金番号通知書）、恩給証書、介護保険被保険者証、生活保護受給者証、各種医療証、高齢受給者証、在留カード（顔写真の無いもの）、特別永住者証明書（顔写真の無いもの）、住民基本台帳カード（顔写真の無いもの）、またこれらと同等の書類

③いずれか　１　点　と、②の　１　点　の提示により確認可能であるもの

国又は地方公共団体の機関以外が発行した写真付の身分証明書（社員証、学生証（公立を除く）等）
国又は地方公共団体の機関が発行した写真付の資格証明書（１号に掲げるものを除く）、またこれらと同等の書類

※有効期限の定めがあるものは、有効期限内のものに限る

本人または
住民票上同じ
世帯の家族
あるいは別世帯
の方で交付に関
する委任を受け
ている方は
①②③のいずれ
かに当てはまる
書類の提示があ
れば

窓口で

交付可

これらの書類を
お持ちでない方

郵送に

よる交付